

1. 件 名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れ））
2. 日 時：令和5年7月27日 13時30分～15時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、  
片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、  
小野安全審査官、田代審査チーム員

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長、他15名  
土木建築本部 設計・解析グループ 課長※、他8名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- （1）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 震源を特定せず策定する地震動に係る設置変更許可 審査スケジュール（案）
- （2）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更】
- （3）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（GSs-1-0）
- （4）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（GSs-2-0）
- （5）（参考資料）川内原子力発電所1号炉及び2号炉 震源を特定せず策定する地震動に係る設置変更許可 審査スケジュール（案）

以上

---

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁の尾野です。
0:00:04	それでは玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の標準応答スペクトルの規制の取り入れについてのヒアリングを開始したいと思います。では説明をお願いします。
0:00:16	はい九州電力の笠野です。それでは
0:00:21	まず、審査スケジュールの方のご説明から始めさせていただきたいと思います。
0:00:27	玄海の審査スケジュールですが、前回6月の9日で1回面談でご説明させていただいて、
0:00:36	きましたがそこからちょっと内容見直してございます。
0:00:40	ヒアリングの回数なんですけど、前回3回で設定させていただいてました程度ちょっと見2回見直しさせていただきまして、
0:00:49	1回目7月27日本日と、8月20日Gを2回目として
0:00:57	設定をさせていただいて
0:01:00	で、ちょっと1個修正がありまして、7月27日ちい、本日ですけどあの審査会合資料の項目のところにアノさん、志田さん、加来をちょっと入れ忘れておりますので、そこをちょっと、
0:01:13	追記いただけると助かります。
0:01:16	で、本日のご説明ですけど、
0:01:20	資料としては改正規則への適合性の資料と等設置変更許可申請書の変更要否の整理、
0:01:27	その資料、
0:01:28	お考えております。
0:01:31	前回ご提示した際に変更要否の整理のところ添付資料という位置付けで三つ書いていたんですが一つ新SDの設定根拠というところを、
0:01:44	書いていたんですがちょっと資料の構成を一部
0:01:47	見直しまして、
0:01:50	新SDの設定今冬の話は1個目の資料の改正規則の適合性の中で、記載をさせていただいてるのでちょっとこのスケジュール表の中から落とさせていただいてます。
0:02:01	前回のスケジュールとしては以上です。
0:02:09	いいですか。あとあわせて参考資料として川内川のスケジュールも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	提出させていただいておりますが、
0:02:20	仙田井川の図書館のヒアリング、
0:02:25	も地盤のS s 確定後の1ヶ月後を目安に、
0:02:30	設定をさせていただこうと思ってましてそれが8月28日の週と 思っております。数に関しては今週の金曜日は、7月27、8日。
0:02:42	に、
0:02:44	地盤の審査会合を予定されておましてそこでS s に関して議論 がされる予定になっております。
0:02:51	そこからそこで
0:02:55	OKをもらえるかどうかちょっとまだわかりませんがそこ から1ヶ月ということでこのスケジュール引いております。
0:03:03	ヒアリングの回数自体は、前回と玄海側と同じで2回に直させて いただいてまして、ちょっと会合の時期については想定としてち よっと10月か11月ぐらいという、
0:03:15	形でちょっと幅を持たせ、記載はさせていただいて、
0:03:18	おります。
0:03:21	川内川の内容、
0:03:23	どうしても以上になります。
0:03:27	はい。規制庁的那須ありがとうございます。今のこのヒアリング のスケジュールを見ると、次回のヒアリング限界のヒアリングで すと、8月の21日の週で、
0:03:39	仙台の方が1回目のヒアリングが8月の28日の週になってい ると。
0:03:44	仙台の方の会合は、今、あれですかね。
0:03:49	10月以降、だったらまた多分準備できるだろうというところで 今、入れていただけてるということで理解しますと。
0:03:57	その上でなんですけれども、川内と玄海の会合をですね、一緒の 時期にやるのも一つのプランとしてあるのかなあと思っていて、
0:04:10	また後あれですかねヒアリング2週連続でやった方がいいのか後 当初の案でいただいた通りですかね。衛藤。
0:04:19	同日、例えば川内の準備できる日に、玄海の方をヒアリング設定 していただくのかとか、そういったところについては、ちょっと
0:04:29	効率的に審査ができるといいますか、ようにちょっと
0:04:33	1度、検討していただけたらと思いますけどいかがでしょうか。
0:06:00	玄海側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:02	野間会合の時期と川内側のヒアリングと会合のスタイルに関してはちょっと持ち帰り検討させていただきます。
0:06:11	規制庁のですよろしくお願いいいたします。あとちょっとだけ確認なんですけれども、今
0:06:17	玄海と仙台の方ですね双方のプラン、
0:06:22	オガワじゃなくてハザード側の方の予定で会合とか、あと基礎地盤安定性評価とかですね。
0:06:28	あと補正のめどの時期が入っているんですけれどもこれあれですかねハザード側との方の数、進捗状況とかをこう法律とこれぐらいに準備できそうかっていうのは、
0:06:38	あれですがまだ予定でそこまで確度のあるものじゃないと思っ ているのかちょっと結構確度の、
0:06:44	あるものなのかっていうところをちょっと教えていただけたらと思 います
0:06:56	九州電力のモリですうっとハザードの表、報告のスケジュールとし まして基礎地盤の安定性評価ですとか、鳥栖限界線で
0:07:07	S s 確定後のですねスケジュールす、と記載してございますが、 今のところこちらのスケジュールでですね、進めるように取り組 んでいるところです。
0:07:16	以上でございます。
0:07:20	規制庁のです。ありがとうございます。他に何か確認したいとこ ろありますか。
0:07:28	すいません。1点確認をさせていただきたくてヒアリングの件なん ですけれども、次回8月22日にですね、すでに予定として入れさ せていただいているところがありまして、
0:07:39	これ仙台と合わせるとなるとちょっとまたここを変えていただく 可能性が出てくるんですけどその際は対応していただくというこ とでよろしいでしょうか。
0:07:50	規制庁の笹井
0:07:53	そうですね時間とかについてはまた別途調整させていただきたい と思いますので変更する場合にはご連絡いただけたらと思いま す。
0:08:06	はい、規制庁のものでそれではスケジュールについての確認はこ れで以上になりますので次補足説明資料の方ですかね説明お願 いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:17	はい。
0:08:18	九州電力の河島と申します。
0:08:21	資料に基づいて説明させていただきます。
0:08:24	資料としましては資料番号
0:08:27	フジイ S s 1-0
0:08:30	玄海原子力発電所 3 号炉 4 号炉、
0:08:34	標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う
0:08:38	改正規則等への適合性についてという資料で説明をさせていただきます。
0:08:44	1 ページめくっていただいて目次の方、
0:08:47	こちら先行電力さんと構成をほぼ同じにしております、参考に作ってつく作らせていただいております。
0:08:58	1 ページ目ですが改正規則において、追加された事項ということで、
0:09:06	改正規則等への適合性について説明しております。1 ポツ 1 の方が、
0:09:13	令和 3 年に
0:09:16	設置許可基準規則の解釈等が一部改正されましたと。
0:09:20	ということで、
0:09:21	具体的な改正点以下の 1 ポツ 1 ポツ 1 に示す通りというところで、改正内容は、を記載しております。
0:09:31	2 ページ目も同様です。
0:09:33	続いて 3 ページ目ですが 1 ポツ 2 改正規則等への適合性というところで、
0:09:40	1 ポツ 2 ポツ 1、標準応答スペクトルに係る事項ということで、設置許可基準規則の解釈の方で、
0:09:49	標準応答スペクトルを考慮することが追加要求されたというところを踏まえ、踏まえまして、
0:09:57	基準地震動及び設計、耐震設計方針に係るチンサガイド、
0:10:02	を参照し、以下の (1) から (3) の事項を検討した上で、
0:10:10	基準地震動 S s 06 を追加。
0:10:14	し、基準地震動による、
0:10:17	地震力にコールする旨の内容を、設置変更許可申請書本文及び添付書類に追加。
0:10:25	しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	それにより、改正規則等に適合していると、いうふうに判断しております。
0:10:33	1 から 3、ご説明しますと、
0:10:37	標準応答スペクトルは、地震基盤相当面で策定された地震動レベルであり、
0:10:43	地震基盤相当面はS波速度 3.1 キロの相乗面であるエレベーション-1804 メートルとして設定をしております。
0:10:56	標準応答スペクトルを考慮した地震動のオートスペクトルは、
0:11:00	一部の周期体で基準地震動 $S_s$ 湾の設計応答スペクトルを上回るというところで、
0:11:07	$S_s6$ として選定をしております。
0:11:11	$S6$ の設計を模擬地震はは複数の方法により検討を行った上で、
0:11:17	一様乱数の位相を持つ制限は野津組、重ね合わせによって作成した。
0:11:23	模擬地震はを採用するというふうにしております。
0:11:28	具体的に評定応答スペクトルに係る事項の本文添付書類の記載事項は以下の通りというところで、本文 5 号の 6 項、
0:11:38	添付書類の 6、
0:11:43	A の方で基準地震動の方記載があります。あと添付書類の 8 の方に、安全設計の方針と、
0:11:50	いう記載をしております。
0:11:54	具体的に本文の記載事項の方を次の段落で記載しております。
0:12:06	四角の中で策定した基準地震動の応答スペクトルを、第
0:12:14	5-1 図から 5-3 図、時刻歴のは形を第 5-4 図から 5-9 図ということで、
0:12:21	次のページ以降で実際のオートスペクトル、それから、
0:12:26	時刻歴は系の方を記載しております。
0:12:32	続きまして 10 ページ。
0:12:36	になります。
0:12:42	こちらは弾性設計を地震動について
0:12:46	添付書類 8 の動的地震力において、
0:12:50	弾性設計用地震動は基準地震動との応答スペクトルの比率が、
0:12:56	目安として 0.5 を下回らないよう、基準地震動に係数を乗じて設定すると、具体的には、基準地震動 $S_s$ 湾から $S_s5$ に対して係数 6 を乗じた地震動、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:08	S s 6 に対しては係数を 0、係数 0.5 を乗じた地震動を弾性設計を地震動として、
0:13:16	設定すると記載しております。
0:13:19	というのが基準地震動に乗じる係数は工学的判断として、
0:13:26	原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比重が、比率が 0.5 程度とあると。
0:13:36	いう知見を踏まえて、さらに、耐震設計指針、
0:13:41	の方に、
0:13:42	エスワン応答スペクトルを概ね下回らないように配慮し、
0:13:46	余裕を持たせた値としています。今回申請では、S s 6 に対してケース 0.5 を乗じた地震動を、
0:13:57	弾性設計を地震動 S D 6 として設定をしております。
0:14:01	設定にあたっては、
0:14:03	S D 6 のオートスペクトルがエスワンのオートスペクトルを下回らないことを確認しております。
0:14:11	それを
0:14:12	第 1、次のページ第 1 図のほうに示しております。
0:14:16	なおとして
0:14:18	S D 6 の年超過確率、
0:14:21	は J E A G の方で想定しておりますエスワンの発生確率よりも十分小さいが、運転状態と地震動の組み合わせにあたっては、
0:14:31	既許可の方針と同様に、エスワンを S D 6 に置き換えて評価を実施しております。
0:14:43	S D 6 のオートスペクトルと解放基盤基盤表面における地震動の
0:14:48	一応ハザードスペクトルの比較を図 2 と図 3 の方に示しております。
0:15:00	続きます
0:15:03	14 ページの方こちらが実際の
0:15:07	弾性設計を地震動の設定の考え方に係るテンパチの記載箇所の記載を抜粋して記載しております。
0:15:18	次のページ以降は弾性設計地震動の応答スペクトル、それから、時刻歴は K の方、
0:15:27	3 号の方を
0:15:30	の方が載せられておりますので 26 ページ以降が 4 号の同じ箇所の記載。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:37	となっております。
0:15:51	続きまして 37 ページの方になります。
0:15:59	続きまして
0:16:01	今回の変更申請に係る規則への適合性と、
0:16:05	ということで、
0:16:07	既許可申請書の方で設置許可基準規則の関連条文を整理した、整理しておりますので、そちらの方の結果を添付資料 1、39 ページの方に、
0:16:21	条文の整理表ということで、今回条文との関連性があるかないかという観点でマルバツを網羅的に、
0:16:30	つけております。
0:16:33	今回申請の関連条文としましては、設置許可基準規則の丸がついてある項目。
0:16:45	というふうに考えておりました、
0:16:51	このうち、
0:16:52	第 4 条設置許可基準規則の解釈の改正に係る条文である第 4 条への適合性というのが、今、1 ポツ 2 の方でご説明した通りになります。
0:17:03	その他の条文のうち、7 条及び 11 条、
0:17:08	こちらが発電用施設、原子炉施設全般に関するものというところで、関連 0 というふうにはしておりますが、
0:17:21	標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る本申請においては、既存設備の変更はないというところで、既許可申請書の適合性確認結果に影響を与えるものではないと判断しております。
0:17:36	その他の条文のうち 3 条及び 38 条、
0:17:41	地盤関係ですがこちらが S 6 の追加に伴いまして、添付書類 6 の方に、
0:17:51	基礎地盤及び斜面の安定性評価結果を記載している。
0:17:57	ものの設置許可、
0:18:00	設計基準対象施設、及び重大事故等対象施設の
0:18:05	地盤に係る
0:18:06	安全設計の方針に変更はありません。
0:18:11	その他の条文については、
0:18:13	添付資料 1 の方に示しております通り、
0:18:16	S s 6 の追加を考慮しても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:19	基準地震動または弾性設計用地震動による地震動で設計をするという設計方針自体は変更はないと。
0:18:30	いうふうな整理をしております。
0:18:35	続きまして 38 ページです。
0:18:39	1 ポツ 4 として、S A 技術的能力に係る審査基準への適合性と、
0:18:47	いうところを整理した結果を示しております。
0:18:52	具体的には添付資料 2 の方で、それぞれ、
0:18:59	項目に対して関係の要否ということで、マルバツをつけておりません。
0:19:05	今回申請の下、
0:19:07	関係項目としましては、S A 技術的能力審査基準の 1 ポツ 0、共通事項及び、
0:19:15	2 ポツ 2 の、特重の機能を維持するための体制の整備と、
0:19:20	いうところに、アクセスルートの確保及び保管場所の要求事項というところがあるんですが、
0:19:29	エース設置許可申請書の本文 15 の方に、
0:19:34	耐震性に関する記載がありますがこちらが基準地震動の追加により、安全設計の方針に変更はないというところで、
0:19:44	設置許可、適合性確認結果に影響を与えるものではないと。
0:19:49	いうふうな整理をしております。
0:19:53	その他の項目については、手順等の整備について記載しているというところで、今回の申請において、
0:20:04	基準適合性確認結果に影響を与えるものではないと。
0:20:07	いうふうな整理をしております。
0:20:12	改正規則等への適合性については以上になります。
0:20:20	あ、規制庁のでそれでは質疑に入りたいと思いますちょっと私から 3 点ぐらい確認させていただきたいんですけども。
0:20:28	最初、一緒なんですけど 10 ページのところ、
0:20:32	S D について今回 0.6 から 0.5 に、へ楨許可からケースを、S B O C S 6 のやつだけ変えましたっていうところなんですけれども、
0:20:46	これ先ほどご説明の中で
0:20:49	S 案を下回らないといえますか、ということで、今 11 ページ目ですいませんちょっと干渉複雑でちょっと読みづらいんですけど、全周期体にわたって S 字 6 については、エスワンを下回らないっちゅうことです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	はい。九州電力入江です。おっしゃる通り今回追加したSD6は、Qs案を完全包絡しておりますので、下回らないというふうに記載しております。
0:21:21	規制庁の尾野です。そうするともうもともとその0.6っていう認識強化でしていたのは、0.6ぐらいまで上げておかないとASRとの関係性でちょっとあれした下回ってしまうとかそういうのがあって、0.6にしてたっていうことですか。
0:21:38	九州電力入江です。
0:21:41	0.6にした理由というのは、
0:21:45	下回る部分があるというのはその通りです。で、0.6にした理由としては仙台サイトで、
0:21:53	S0.6を設定して、その理由としては、そのスペクトルベースのQs案と似たような形のものを、若干大きめに設定することで、保守的な配慮をしているという、
0:22:07	審査の経緯もありましたので、前はですね、SSs1から5すべてに対して、千田というサイトの経緯を踏まえて、0.6にしておりました。
0:22:19	再稼働の時はですね。
0:22:23	規制庁の江サノわかりました。ちょっと可能でしたら、あれですけど11ページの図を、パワーポイントと同じようにちょっといこ色つけていただけると、ちょっとわかりやすいので可能でしたら、
0:22:35	ご対応をお願いします。
0:22:38	はい。承知しました。九州電力入江ですけども、11ページの図を、旧エスワンと、今回追加したSD6、これが対比できる。
0:22:48	ような形で色づけを行います。
0:22:51	はい、ありがとうございます。あと、
0:22:55	続いて39ページで、関係条文の整理のところなんですけれどもここでちょっと2条文確認させていただきたくて、
0:23:03	1個目は、5五条が先行と先行といますか
0:23:08	もうすでに許可が出た言い方、あと今審査している通りですかねこれは、
0:23:13	バツになっていてこの限界は0になってるんですけども、これはあれなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	組み合わせる荷重、地震、津波と組み合わせる荷重でSDについての設定が、すべてのSDを、何かこう、強度計算か何かで確認するからマルがついてるってことなんですか。
0:23:39	九州電力入江です。5条について、伊方さんの方ではですね、
0:23:45	基準値、基準津波と組み合わせる、余震荷重としてエスワンを考慮していて今回変わらないという整理で、玄海川内につきましては余震荷重としてSDを、
0:23:59	SDの包絡派をですね、設定しておりますので、今回そのSDが追加になることによって、基準津波と組み合わせる考慮の対象が増えるというところで、条文、
0:24:12	0にしています。
0:24:14	規制庁皆さんの説明の内容わかりました。そうするとあれなんですかね包絡芳賀菊川から変わってしまうってということなんですか。それから、
0:24:24	九州電力入江です。今回、結果的に限界SDの崩落班っていうのは変わらないんですけども、SDを、
0:24:34	余震荷重として組み合わせるという方針の適合性を見る上で、条文0にしています。
0:24:48	九州電力ですちょっと厳密に言いますと、設置許可の方針ではですね、弾性石油地震動と基準津波を組み合わせるという方針を、
0:24:59	記載しておりますして、工認段階まで降りていくと、
0:25:03	個別のSDを組み合わせてるわけではなくても包絡派を、
0:25:08	スペクトルを組み合わせると、結果的に今回はその
0:25:11	変わらないかもしれないという、その見通しはあるんですけども、
0:25:16	効率レスネガ追加になるので、条文として0にしています。
0:25:20	規制庁のですんなん。
0:25:24	理解ができた分はあれですかね許可の段階をSDで組み合わせるんだけど工認のその計算を少なくするために包絡は作って、それでやってますってということなんですかね。
0:25:44	規制庁の尾上さん。すいませんあと40ページでちょっと教えていただきたいくて、
0:25:51	42条なんですけれども、これも今、すでに審査済みと審査している先行2社ですと0になっていて、その理由が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	地震による悪影響の観点で設計方針を述べているので42条を0にしていると、聞いていたんですけどもこれはあるんですが、限界は発になっているというちょっと教えていただけますか。
0:26:16	はい。九州電力榆井です。42条につきましては地震による、
0:26:23	影響という、
0:26:24	観点でいうとその特重施設が対象になるかと思います。
0:26:30	当社としては特重施設に対する基準地震動追加に対する評価要求というのは、39条のSA施設に含めて、
0:26:43	設計しているので、
0:26:44	その特重施設への
0:26:47	評価基準に書かれてる頑健性といった、設計といったものは39条側で、当社は整理していますので、
0:26:57	39条0にすることで、42条、特重施設に対する設置要求というのは、今回はバツ。
0:27:04	であると整理しています。
0:27:07	規制庁ですわかりましたそれはあれなんですかね、設計方針、確認する内容はどのプラントも一緒なんですけど設計方針の立て方が少し
0:27:19	条文間の整理が、あれなんですかね。他の2社と違うっていうことなんですか。
0:27:28	九州電力榆井です。設計方針の立て方については、すみません他社の
0:27:35	部分は把握していないので、今お答えはできません。
0:27:40	事実として当社の玄海川内では、特重施設に対する耐震設計の方針を、39条側に含めて記載しているという、そういう立て付けになっております。
0:28:01	電力ヤギでございます。
0:28:03	今、伊礼委員がご説明したところの補足なんですけども、当社としまして、42条の中にはあくまで特重設備の設置要求のみが記載されてまして、
0:28:17	そこの施設に対して、地震動をどう扱って評価するっていうのが、特段記載されていないと。
0:28:23	ていうところで42条あくまで設置要求だけで、評価としては、39条の中で、まとめて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	この条文については、しているという位置付けで今回バツにさせて、
0:28:35	いただいています。
0:28:37	以上です。
0:28:42	規制庁の尾野です。
0:28:46	わかりましたちょっと、そうですね先行と違いがあるので、ここについては今ご説明いただいた内容っていうのを少し記載していただけたらと思います。
0:29:01	規制庁ノダサトウごめんなさいと 40 ページと 41 ページの間に今までの先行プラントですと、
0:29:08	確か関係ある条文のテンパチのエッセンスとといいますか、概要みたいのが入っていたと思うので、ちょっと可能でしたら、関係がわかるつけていただけたらと思いますわかりやすさの観点なんですけれども、よろしいでしょうか。
0:29:29	九州電力伊礼です。ちょっと先行電力さん見ましてテンパチのエッセンスという部分を追加しようと思います。はい、規制庁ですよろしく申し上げます私からは以上です。
0:29:45	藤規制庁フジワラですこの資料の 5 ページ目を開いていただいて、今回の玄海においては本文の中身がちょっと、この下線のところが、
0:29:57	変わってて 4 ページの S s が増えたで、5 ページの方は S D に関する内容が変わってる本文の S D 等ですね、要は前は、
0:30:07	前回、前回の申請時は 0.6 で一括のが、
0:30:12	0.5 S D S 09 年は 0.5 だけ、これは伊方とちょっと違うところですので、伊方は、要はすべての S s に対しても、一つのケースだったから本文変わってなかったっていう状況です。
0:30:24	そういった状況を見たときにですね、
0:30:28	39 ページをちょっと見てもらいますと、
0:30:30	この条文の整理表かな、この第 4 条のところの備考欄の記載なんですけども、一応、S s を追加するから、適用対象、これは理解しましたで、
0:30:42	あともう一つちょっと S D に関するさっきの本文がちょっと変わったことに関して何かあんまり言及がなかったんですね。これ今回すべての提出されたすべての資料多分共通してて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:53	あんまり、多分言い方と違うじゃん、若干そこあるのかなと思ったんでその辺どうでしょうかねやっぱこの辺。ナカナカイケダと違うことは何か書いた方がいいように思ったんですが、何かもし限界値としての考え方そこを説明していただけますか。
0:31:20	九州電力入江です。今ご指摘のあった件につきましては、弾性設計を地震動のます係数を今回変えてるというところで、本文中で、
0:31:31	文章が変わっているというところで、4条、伊方3と、先行プラントと正夫つけてはいいんじゃないかというご指摘です。
0:31:41	そのように整理することも可能です。今、なぜ変更はないですと書いてるかと言いますと、文章に書いた通りなんですけれども、基準地震動、
0:31:52	または弾性設計地震動に対して、機能を損なわないように設計するという、その基本的な設計方針に変わりはないという、そういった意味で書いています。
0:32:03	なので、
0:32:06	厳密に書くという意味で、弾性設計地震動の異なるケースを設定するという、エッセンスを加えても、
0:32:15	良いかなと私は考えています。
0:32:19	はい、衛藤規制庁藤原です。一応ちょっとアノワダCとしてはその本文っていうのがやっぱり変わったっていうのはその変わったことに関しては、一応それは申請されている。
0:32:30	うん。もう本当申請対象と、いや、そこは言い方とちょっと大分違うところとは思ってますのでそこはちょっと前、資料全体を含めてその考え方ってのはちょっと最近と、
0:32:39	されるってのはそこご検討ください。はい。私からは以上です。
0:32:48	原子炉規制庁宮本です今、質問で、本部変わったところについては今、藤原言及した通りです。で、
0:32:56	先ほどちょっと尾野からあったように、これ、審査の効率化のためにもそうなんですけどこの添付資料のところにですね、もう少し先行との違いであったり、限界特有限界特有というか
0:33:10	部分例えば先ほどの五条の津波の考え方とかですね、そういうのをプラスで書いていただきたいと。
0:33:18	そうしないと今口頭電話聞いてますけども、その内容がどこかに反映されてないと、我々もう一度聞かなきゃいけないので、特に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:28	審査の効率化っていうところでそういうところのちょっと努力はしていただきたいと。いいですかね。
0:33:37	はい。九州電力伊礼です。今ご指摘がありました通り、先行電力と整理が違うところ、同じ条文であっても、本文を見ると、整理が異なるもの、そういったものについては、
0:33:51	4条に限らず、全体的に文章適正化しようと思います。
0:33:57	お願いします。私は以上です。
0:34:04	電力ヤギです私の方から、ちょっと今の先行との違いの記載分について、ご相談というかご確認なんですけども、
0:34:12	この弊社の補足とか添付資料2、直接センコーとのサーバみたいな書き方をすると、ちょっと資料として、
0:34:22	フジカワかなというところもありまして、
0:34:24	ちょっとまとめ方、弊社の検討はしていますがちょっとわかるようにはさせていただこうかなと思います。
0:34:32	藤原子力成長の様子先行との違いはあって表現ではなくて、玄海発電所ではっていう主語で別に構いません。そこ。
0:34:43	九州電力八木です。わかりました発電所、主語を発電所にすることで明示的にさせていただこうと思います。
0:35:00	規制庁秋本です今審査しているものとかだと比較表とかを作ったりするんですけど、それは今回つけてないのは何か理由があったりするんですか。
0:35:41	九州電力入江です。今のご指摘理解しました今回ですね
0:35:47	まとめ資料だけで差分を表現しようとか今ちょっとしようとしたんで、表現をちょっと悩んでたんですけどももう先行電力さん、原電さんですかね、比較表を作ってるっていうのであれば、それ、そこで差分を示した上で、ここは玄海サイドはという主語で、
0:36:05	まとめたいと思います。なのでこれから作成しようと思います。
0:36:11	すいません受注電力課サノです。先ほど比較表の点でちょっと確認なんですけど、先行との比較っていうのは、伊方さんとの比較でいいですか。
0:36:22	わかりました。
0:36:33	はい、規制庁のですよろしくお願いします。では小村さんでは次の資料の説明をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:54	九州電力入江です。それでは次の資料として、資料番号CSS-2-0。
0:37:02	設置許可申請書の変更要否の整理について説明します。
0:37:07	こちらにつきましても、最初に説明した基準適合性と同様、伊方さん、先行電力さんをベースに、
0:37:17	構成を変えています。中身については
0:37:22	表現一部変えているところもありますけれども、基本は先行電力さんに沿った記載となっています。
0:37:32	目次。
0:37:34	まず目次のところですが、
0:37:38	まず1ポツとして概要を説明します。それから、2ポツとして、今回変更要否の整理を行った、その確認方法について、手順を説明しています。
0:37:50	3ポツではその確認方法に沿った確認結果を説明してます。
0:37:56	4ポツとして
0:37:58	整理結果のまとめということを説明しています。この資料ですが、添付資料ということで、シーケンスへの影響、それから基準津波と組み合わせる地震についてということで、
0:38:12	徳田して添付をつけておりますので、これは一貫本部が終わった後に、説明したいと思います。
0:38:20	それでは、1ページ目、概要のところですが、
0:38:24	上の二つのパラグラフについては最初に説明した通り、今回の改正規則の経緯を書いております。
0:38:33	基準地震動につきましては四条だけでなく、幅広い条文で、設計方針に用いられているということで、今回は
0:38:45	設置許可の変更申請にあたって、網羅的に確認しています。網羅的に確認したそのプロセスを今回、落とし込んでいるというものです。
0:38:56	ちょっと資料に、まとめのところの説明するものなんですけれども、伝えたいメッセージとしては二つありまして、今回、既許可の設計方針については変更ありません。
0:39:09	それから、認可実績のない評価手法というのは、今回用いずに、現行手法のまま対応するという方針を、この資料では、
0:39:20	記載しています。
0:39:23	それでは、2ページ目に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:26	行って、確認方法について説明します。
0:39:34	確認方法については、
0:39:37	まず既許可の変更要否を整理するために、既許可申請書、これはもう刊本という意味ですけれども、この官報において基準地震動及び弾性設計用地震動、
0:39:50	これらをまとめて、資料上は基準地震動等と表現しています。
0:39:55	これに対する設計方針と評価結果を抽出して、基準地震動S s6追加に伴って許可変更が必要があるかどうかを整理しています。
0:40:07	で、その許可の刊本の変更要否のチェックにあたっては、安全審査資料、確認して、安全審査資料の確認結果も考慮に入れています。
0:40:19	で、今から説明するフローにつきましては次ページの3ページに示していますけれども、まず
0:40:27	2ページの検討フロー詳細というところで、文章で説明したいと思います。
0:40:34	流れとしては先行電力さんと同じなんですけれどもちょっと表現、体裁を少し変えていますので、おさらいという意味も込めて説明したいと思います。
0:40:46	まず①では、既許可申請書の刊本を網羅的に確認しまして、基準地震動等に対する設計方針と評価結果。
0:40:55	を抽出しています。
0:40:57	添付資料8のうち、1ポツ、12の項目につきましては、申請ごとの設計方針を記載して、申請するものですので、
0:41:09	毎回更新するも、更新するものではないという観点から確認を省略しています。
0:41:15	次に、
0:41:18	②というところで、既許可申請書の設計方針と評価結果を抽出した結果、
0:41:25	このうち、基準地震動に対する評価結果については、まず、この段階で、S6追加に伴う変更要否を検討しています。
0:41:35	検討の結果、変更する必要があると判断した場合には今回の設置許可申請書において、反映します。
0:41:44	③というところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:48	既許可申請書の評価結果抽出結果のうち、基準地震動等に対する設計方針の部分、これにつきましては設計方針単独で判断する前に、
0:42:00	まとめ資料、
0:42:03	事前審査資料の確認結果を考慮した上で、S s6 追加に伴う変更要否を検討しています。具体的にその
0:42:11	3 ポツ 3-1 と 3-2 が安全審査資料の確認のフローになっています。
0:42:17	3-1 として、安全審査資料を網羅的に確認した上で、基準地震動等に対する評価結果を抽出しています。確認した評価結果、安全審査資料につきましては、
0:42:30	後程見ますけれども第 2-1 の表に、母数を示しています。
0:42:36	3-2 として、抽出された安全審査資料の、
0:42:41	評価期間について、
0:42:44	既許可申請書の変更要否検討において、考慮対象とするかどうかを検討しています。
0:42:51	検討の結果、考慮対象となった場合においては、既許可申請書の設計方針の変更要否ということで、次のフローで考慮するというようにしています。
0:43:02	で、ただし書きなお書きなんですけれども、
0:43:06	この評価結果のうち、S s6 を追加しても、評価結果が変わらないようなものについては、考慮対象外としています。
0:43:14	これは具体的に地震のハザードの評価結果お伺いいたします。
0:43:20	また、評価結果のうち、ちょっと長いんですけれども、設工認の見通しを得るための評価であって、機構既設工認申請書において、
0:43:33	対応する評価結果が、
0:43:35	示されているものについては、まずその S s6 追加に伴う既既工認申請書の評価結果の見通し。
0:43:45	影響を考察した上で、許可の設計方針を変更するか。
0:43:50	する必要はないかということを確認できた場合において考慮対象外とすると。
0:43:56	ということです。これはつまり S s6 追加に伴って、設備の基本的な設計を見直す必要があると、今の時点で考察でき、考察した場合には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:08	影響があるものとして、抽出するということです。
0:44:13	最後に、4ということで、これまでの検討結果を踏まえて、最終的な許可の変更要否の申請書の内容を整理するということになってます。
0:44:25	3ページ目が先ほど紹介したフローなんですけれども、伊方さんと、先行電力と違う点は、この真ん中の、
0:44:34	フローの3の①と書いた四角の下に、三角、ひし形を入れている点です。
0:44:41	ここは、先行電力さんもそうなんですけれども、安全審査資料すべて、
0:44:48	4のふ下の検討に用いているわけではなくて、一旦その考慮対象かどうかを、判断した上で、最終的に、
0:44:58	結果的に考慮するのはないということで、
0:45:03	4、
0:45:04	検討していますので、実態として判断が入っているというところで、ひし形を追加しています。
0:45:17	次の4ページ以降がですね、確認した安全審査資料というところで、これも元玄海34号に関する、まとめ資料のタイトルをまとめています。
0:45:33	第2-1表はまとめ資料の母数をまとめたものです。
0:45:39	次の6ページからが確認結果になります。
0:45:44	確認結果として、まず3ポツ1の項目については、許可申請書の確認結果をまとめています。
0:45:54	既許可申請書について、基準地震動等に対する設計方針及び評価結果を確認しています。確認結果については第3-1表に示すと。
0:46:06	あってこれは先行電力さんと同様、
0:46:11	基準地震動に関する記載があれば、評価結果であっても設計方針であってもすべて抽出した結果を示している。
0:46:19	状況です。
0:46:20	次の段落に移りますと、既許可申請書の評価結果については、まずこの抽出した段階で、変更要否を整理しています。
0:46:29	検討の結果、今回申請において変更が必要な評価結果としては、基準地震動の策定結果、それから基礎地盤周辺斜面の安定性、
0:46:40	評価結果が抽出されています。いずれも添付書類6に関連する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:45	結果が抽出されています。これらの抽出結果については、今回の設置許可申請において反映します。
0:46:53	次に、3 ポツに、これはまとめ資料の確認結果を記載しています。
0:47:00	安全審査資料について、基準地震動に対する評価結果を確認しています。
0:47:06	確認の結果は、第3-2表にまとめていますけれども、
0:47:12	いずれもですね、(1) (2) に該当することから、基本企業家申請書の変更要否、設計方針の変更要否における考慮対象外と。
0:47:26	整理しています。(1) (2) とは何か。
0:47:29	というのは、下に書いております通り、まず、S s6 を考慮しても、評価結果が変わらないもの。
0:47:36	それから(2)として、設工認の見通しを得るための評価であって、
0:47:42	施工に申請書において対応する評価結果が示されており、
0:47:47	S s6 追加を考慮しても、既許可の設計方針を変更する必要がないことを確認したものです。
0:47:55	これについてはさんの意見を、
0:47:57	ちょっと具体的に、
0:47:59	見ていただいた方がイメージしやすいかと思うんですけれども。
0:48:08	具体的に3-2表、5分の1で示した、一つ目を
0:48:15	参考として参考として、代表として、今紹介しますと、まず関係条文があって、次にその安全審査資料における基準地震動
0:48:27	に対する評価概要を書いています。
0:48:29	例えばこの1個目でやると、
0:48:32	燃料被覆管の閉じ込め機能維持に関わる、設計方針の実現性を示すために、許可のまとめ資料の段階において、最も
0:48:42	評価が厳しくなる燃料タイプについて、施設購入の見通しを得るために、評価結果を示していると。
0:48:50	で、
0:48:51	これらについて設工認側でも評価結果が示されておりますので、その見通しについて、考察しています。燃料集合体。
0:49:02	というのが具体的な設備名ですけれども、
0:49:06	これらの設備について、
0:49:09	平成何年というのはその該当する設工認申請書のアドレスを書いています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:15	当該設備の固有周期については、3.8Hzであると。
0:49:21	鉛直は5ですと。
0:49:23	こういう周期体が今回の
0:49:26	玄海のS <sub>s6</sub> の、
0:49:28	超過収期待と一致してないことから、これについては現行手法により耐震性を満足する見込み。
0:49:37	あくまで考察でなんですけれども見込みが見込みなので、既許可の方針を変更する必要はないと考えています。
0:49:47	そのため、考慮対象料金についてはバツと。
0:49:51	そしてその判断理由を、今述べたようなことを書いています。
0:49:58	こうしたようなまとめ資料の考察結果を、3-2表では示していません。すいませんけど、
0:50:06	6ページに戻っていただいて、
0:50:13	今(2)と(1)と2の中身を説明しました。次の段落からですけれども、この確認にあたっては、S <sub>s6</sub> と書いていますけれども、
0:50:27	前回の玄海の審査会合、
0:50:31	にて提示した最新の基準地震動S <sub>s6</sub> の報道スペクトルを踏まえて検討を実施しております。
0:50:38	検討の結果をまとめますと、S <sub>s6</sub> の超過割合、並びに
0:50:44	設備の固有周期と裕度を踏まえますと、そういった材料をもとに判断しますと、いずれも認可実績のある精緻化手法の適用、
0:50:54	及び、支持構造物の追設等を実施することで、耐震安全性を満足する見込みがえられましたので、既許可の設計方針を変更する必要はないと、いうことを確認しました。
0:51:08	この支持構造物の追設等で、いう部分につきましては許可の設計方針を、にかかわらないような、補強工事という意味です。
0:51:20	で、下のさらに下の段落がこの今説明したところを補足するようなパラグラフになっておりまして、
0:51:28	S <sub>s6</sub> の超過割合を、具体的に説明していきますと、
0:51:34	まず、S <sub>s6</sub> のオートスペクトルと現行の基準地震動S <sub>s1</sub> から5の応答スペクトルの比較を、第3-1図というところで示しています。
0:51:46	で、概要だけ、今説明しますと、現行の基準地震動S <sub>s1</sub> から5区の比較において、
0:51:54	水平方向は、主に0.06から0.19秒において、1割程度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:00	超過していると。
0:52:02	鉛直方向については、0.07 から 0.08 秒において、最大でも 1 割未満の超過率があるということです。
0:52:12	ここでは概要を述べていますけれども、確認にあたってはデジタルデータを踏まえて、検討しております。
0:52:20	下のパラグラフに移りますと、
0:52:22	S6 の、
0:52:24	超過割合を踏まえた既工認申請書の評価結果への影響については、先ほど、
0:52:31	燃料被覆管を代表に説明しました通り、
0:52:35	いずれも認可実績のある手法、または、他の設備では、
0:52:40	具体的な配管ですけれども、支持構造物の追設等を実施することで評価基準値を満足する見込みと、そのため、許可の、
0:52:49	既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認しております。
0:52:55	次のページ 7 ページに移りますけれども、
0:52:59	ちょっとなお書きで、
0:53:02	後段規制の給電スタンスを書かせていただいております。
0:53:07	なお、設計及び工事計画認可申請にあたっては、設置許可申請書との整合性を確実なものとするために、認可実績のある評価情報を採用して、
0:53:18	必要により、設置許可の設計方針を変更しない範囲での補強工事を実施することで、設置許可申請書の設計方針に基づいた申請を行うことといたします。
0:53:32	最後に、3 ポツ 3 で整理結果をまとめています。こちらの整理結果につきましては、文章というよりも、表を見た方がまとまっていますので、
0:53:46	3-3 表を参照ください。
0:53:59	衛藤さんの 3 表、19 ページ。
0:54:03	からですけれども、
0:54:05	こちらに確認結果をまとめています。変更要否というのが、右から 2 番目の列にありましてここで様となっているものが今回、本文変更テンパチの本文変更に関わる、
0:54:17	本文 5 号等テンパチの本文と転落の後、すいません、設置許可申請書の変更に関わるものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:25	上から見ていくと、本文5号炉では、基準地震動の
0:54:31	へえ。
0:54:33	応答スペクトルと時刻歴は形を変更する必要があるということで、よくなるしています。
0:54:40	それから、次のページ、
0:54:43	3分の2では、添付書類に移りますけれども、
0:54:51	これはあった。
0:54:54	えっとですね、
0:54:56	用の項目が上に二つあると思うんですけどもこれは添付書類6に関するものでして、基準地震動の策定方針策定結果、それから、安定性解析の結果、
0:55:08	と記載しています。
0:55:10	それから添付書類8の項目に移ると、弾性設計記事弾性設計を地震動の、大戸SPECTについても変更が必要ということで、これもようにしています。
0:55:24	変更箇所については、今の
0:55:27	用途変えたところ、
0:55:29	のみとなりました。
0:55:34	最後にまとめになりますけれども、22ページになります。
0:55:41	今回の標準応答スペクトルの規制取り入れに伴う設置許可申請書の変更要否を整理した結果、変更が必要なものとして、表3-3にまとめた。
0:55:53	基準地震動等のオートスペクトル当事国ねキハ系、それから基準地震動の策定結果並びに安定性評価結果が、充実されています。
0:56:05	この抽出された結果については、今回の設置許可申請書において反映します。
0:56:11	二つ目の段落については
0:56:15	英文安全、まとめ資料の確認結果を総括したものですけれども、いずれも認可実績のある評価手法、それから支持構造物の追設等を行うことで、
0:56:27	耐震性を満足する見込み。
0:56:29	という考察がえられましたので、既許可の設計方針を変更する、する必要はないということを確認しました。
0:56:37	で、なお書きにつきましては後段規制の言及ですけれども、後段規制の審査にあたっては、新手法を用いないことと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:47	補強についても、許可の、
0:56:50	設計方針を変更しない範囲での補強工事を実施することで、許可との整合性を確実なものにしようと考えています。
0:56:58	本部については、
0:56:59	以上です。
0:57:06	はい、規制庁のですそれでは確認をさせていただきたいと思えます。
0:57:16	ごめんなさい等、
0:57:18	資料の3ページで、
0:57:21	今回、先行窓同様の内容やってるんだけどそれを明確に書いていただいた、③-2で、先ほどご説明いただいたときに例示で、
0:57:34	ここでこのひし形によって省いているのは地震によるハザード何とかっておっしゃってたんですけどもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。
0:57:43	はい。九州電力入江です。この3-2で省いているものですがけれども、地震のハザード評価結果等、
0:57:53	あとはもう設工認の見通しを得るための評価結果。
0:57:58	になります。
0:58:00	設工認の見通しを得るための評価結果については工認資料まで見に行つて、許可の設計方針を変更する必要はないかっていうところを考察した上で、
0:58:11	考慮対象外にしているという状況です。
0:58:18	規制庁の尾野ですありがとうございます。続いてなんですけれども、
0:58:23	6ページのところで、
0:58:26	ちょっと教えていただきたいこれ3ポツの1で、本文事項で変更になってるSDについては、何か書く必要ないのかってところが、
0:58:35	ちょっとわからなくてですねそこは知らない、いいんですか。
0:58:42	すいませんもう一度、該当箇所6ページの3ポツ1の既許可申請書の確認結果で、0.6SDの係数0.6から0.5にしている、それが、
0:58:54	該当するのかなと思ってたんですけどそれは知らないんですかね。
0:59:00	九州電力伊礼ですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:59:03	そうですね、今回、
0:59:06	参るかなと思います。今回の議論で、そのSDについては本文の文章を変えているということで、申請に当たるといふこと、ご指摘、ご指導いただきましたので、
0:59:18	先ほどの条文整理とあわせてこちらについても、SDの設定というところを、本文の抽出結果の方に入れようと考えてます。はい。
0:59:28	規制庁の尾野ですそうですね。よろしくお願ひします伊方とカトウニワケース自体が変わってないので、ちょっと違うと思うので、取り扱いについて検討してください。
0:59:38	あと6ページの、ごめんなさい。
0:59:42	S s 6 の超過割合に対してっていうところの、下から二つ目のパラグラフですかね3ポツ2の、ここでちょっと教えていただきたいんですけども、水平方向のですね1割程度最大1割程度っていうのが、どの周期体にあるのかっていうのをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:00:41	ですね、最大の評価の周期は、
1:00:47	0.12 から 0.164 秒。
1:00:54	のところに、デジタルデータではなってるんですけども、
1:01:02	はい、0.12。
1:01:04	かな、0.164。
1:01:28	規制庁の小野ですちょっとお願ひがあつてごめんなさいS s 6 だけ、ちょっと色変えていただいてもいいです。ごめんなさい。
1:01:37	ちょっと私もうまく流れてないこともあつて、
1:01:41	S s 6 が途中で追い切れなくなっちゃったりするそうすると他との関係で今の周期体がわかるかもしれない。よろしくお願ひします。
1:02:07	原子炉規制庁宮本ですけども申請書になると白黒っていうのはわかるんですけどこれ資料の段階では、ここの部分というのはカラーにさせていただいて、わかりやすい資料にさせていただきますかね。
1:02:19	九州電力は入江です。衛藤。
1:02:22	はい。スペクトル図についてはすべて、間宮さんの観点から、カラーで作成して、お示しします。
1:02:32	規制庁のですよろしくお願ひします後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:36	今のこの記載の超過割合のところなんですけれども、結構重要なことだと思うので、パワーポイントの方にも反映していただいてもよろしいでしょうか。
1:02:50	すいません九州電力伊礼ですけれども、パワーポイントに反映するというのはその超過周期か
1:02:57	規制庁の宇津文章ですかねどういふどの辺が超過していてその割合がどの程度なのかっていうところをちょっと文章で追記していただけたらと思い先行プラントも書いていただいています、
1:03:10	その割合によって、どれぐらい影響がありそうなのかっていうのが少しわかりやすくなると思うので、
1:03:18	九州電力伊井です。承知しました介護資料の方にも、超過収期待を具体的に記載したいと思います。その上で、
1:03:27	ちょっと具体的な質問になってしまうんですけれども、限界についてはその超過周期体がですね、ポコポコと、
1:03:35	今、図で図3-1ではわかりづらいんですけれども、ポコポコと途切れていまして、
1:03:43	先行電力さんに合わせると、6個ぐらい周期体をこう並べて、最大で、
1:03:58	わかりました。今、超過収規制について言及した文章っていうのを、パワーポイントに反映するようにします。はい。規制庁野田ですよろしくお願いします。私から最後なんですけれども、ちょっと12ページのところで、
1:04:12	17条のですね原子炉冷却材圧力バウンダリのところでちょっと確認させていただきたいんですけれども、
1:04:21	これはあれなんですかね他の記載とかと違って、
1:04:26	もう補強工事前提っていうことでいいんですか。
1:04:32	ちょっと確認したいのが、ここの記載のところでもそうなんですけれども、今の段階で、候補、補強工事をするっていうのがもうすでに見込まれているのかどうかっていうのを、
1:04:45	ちょっと教えていただきたいくてそれが17条なのかなと思ったんですけどそういうわけではないんですが、
1:04:51	九州電力入江です。この17条につきましては、補強工事前提という意味ではないです。
1:04:59	ここにつきましては配管、特に
1:05:05	簡易設計でやっている、低ピッチの設計でやってる配管、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:10	もう余熱除去配管ニワアノ。
1:05:14	含まれていますので、そういったものについてはその地震動が上がれば、その設計の結果、ピッチ間隔が短くなって、現場がそれよりも、長い間隔で支持されてれば、
1:05:26	補強工事が発生するという、ことなので、現段階では、工事なしと言い切れないという意味で、この、この17条に関してはそういった意味合いで記載しています。
1:05:52	で、今の後半のご指摘、ご質問というのは
1:05:56	この十四条に限らず、工事、ルートを持ってますかっていう質問ですからね。
1:06:13	九州電力宮城でございます。
1:06:15	江藤。弊社の先ほど来こういう地帯で何個も
1:06:20	上がったたり下がったりしてますので、今段階で、
1:06:23	今後の詳細評価をしたときに、補強が否定できるのかなっていう、なると、やはり一概に否定はできないところもございまして、ですので今後の検討次第では、
1:06:34	必要により補強をしていくんですけども、ただその補強については許可の方針を変更しない範囲で対応可能かと考えてございます。
1:06:45	規制庁の尾野です説明お話今の段階で工事するかどうかっていうのはもう細かいような配管とかについてはもう、
1:06:55	公認で実際に評価をしてみないと、もう今の現段階だと、特に何かわかってるってわけじゃなくて、特に大きな用ものとか、今ここに挙げられてる他のようなものについては固有値
1:07:10	の周期体が外れているので、今のところ工事は不要だと思うんだけど小さいものになったりすると少し今の段階だと、まだわからないっちゃうことですか。
1:07:23	九州電力八木でございます。はい。今段階では全数把握がやはり難しい状況ですので、必要によりという書き方にさせてもらってます。
1:07:36	規制庁の諏訪釜田数であれですかね
1:07:41	ちょっと耐震の方とはちょっと、
1:07:45	はい。
1:07:47	少し違う質問かもしれないんですけども、経理的基礎は、その場合、今の段階だと、どういうふうに取り扱ってるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:00	九州電力の田添です。経理的基礎につきましてはですね、あくまでも設置許可に関わる設備に対する工事に対してつけるものと当方認識しております、今回の工事については、補強といったところでありますので、
1:08:15	設置許可設備、設置許可が必要になる設備については特に変更する必要はないと、いうふうに認識しております、そういった意味から添付が必要じゃないか、ないんじゃないかなと。
1:08:27	いうふうに考え、考えてるところです。
1:08:30	規制庁の尾野です。今ご説明していただいた、経理的基礎の対象の考え方っていうのは、あれなんですか。どういう。
1:08:41	考え方ですが経緯といいますか、そういうそういう根拠があって、そういうふうに整理されているのかっていうのをちょっと説明していただくことは可能でしょうか。
1:08:50	衛藤。
1:08:52	基本的にですね九州電力田添ですけれども、設工認段階で工事が行われるものももちろんありまして、設置許可なしで、設工認でこう行われる場合が、
1:09:04	ある場合には、特に経理的基礎に関して確認されるわけではないというふうに認識しております、あくまでも設置許可断面で設置許可設備を扱う時に、
1:09:16	経理的基礎を確認されてると、いうふうな認識でありますので、現状そういうふうな整理をしているというところなんです。
1:09:25	規制庁の方です考え方についてはわかりましたそれはあれなんですかね
1:09:34	九州電力、
1:09:36	だけの考え方なのかそれともあれですね、全社的に同じように考えているのかとか、何かそういうと統一ルールとかあるんですけども、
1:09:46	九州電力の田添です統一ルールとして何かあるかと言われるとちょっとそこまでは、把握してない。
1:09:57	あ、規制庁の方ですちょっとこう、
1:10:01	次回ちょっとわかれば教えていただきたいのが、今の段階での工事、あるなしっていうところはあるとは思いますが、
1:10:11	その経理的基礎の考え方っていうところについてまず先行の他のプラントとかっていうのをちょっと調査していただいて、同じな

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のかどうかっていったところをごめんなさいちょっと確認していただけたらいいと思うんですけどよろしいでしょうか。
1:10:27	はい。九州電力田添です。同じっていうと、
1:10:31	設置許可設備に関して工場ともない場合は、経理的基礎をつけないとかいったところの考え方が同じかどうかっていうような認識で、規制庁の小野ですその認識です
1:10:45	許可対象の設備だけですってほ小さいそういう補強とかについては、他のプラントもやっていないんですっていったところについて、その考え方が同じなのかっていったところをちょっと教えていただければと思います。
1:10:59	九州電力多田です。わかりました。
1:11:04	原子炉規制庁宮元です。今のところもうはっきり言っとくと、工事の話っていうのつもりはあまりありません。
1:11:12	法律見てもらえばいいんですけど、申請があった場合、
1:11:17	が準備要件になっていると思います。
1:11:20	経理的基礎を示すっていうことは、
1:11:23	なので、
1:11:25	適合性を説明するにあたって、経理的基礎を要らないという法的根拠を示してくださいってことです。
1:11:33	いいですか。
1:11:35	今後示の話とか、そういう話になってるんですけど、
1:11:40	基準はあくまでも、
1:11:44	許可の許可の変更の申請があった場合においてですね。
1:11:50	認識されてます。
1:11:52	変更の申請があった場合、
1:11:55	経理的基礎が必要になります。
1:11:59	実際の工事が明らかでない場合は、Fアノ不要ということで有毒ガス、
1:12:05	とかそういうのは不要になってるのかな。
1:12:07	なってますけど、今、我々認識してるのは補強とかの工事が発生するという認識を持っています。
1:12:15	その場合にいらないという、
1:12:17	根拠を示してください。我々適合性の判断する時にそれが必要だと今認識を持っているので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:26	そこの根拠を示していただかないと、今尾と尾野が言ったような、
1:12:31	我々適合性最終的に判断しなきゃいけないので、その部分がしっかり根拠を示して、説明していただかないと、我々適合性の判断ができないと、そういうことになります。
1:12:44	すいません九州電力の多田ですけれども、どちらかというとその他電力がどうこうとかっていうよりも法律的にどう整理されるかといったところの説明の方がいいというような、
1:12:54	そうですね。ていうか、他電力を確認してくださいっていうのが、
1:12:58	他電力は出していたりしますので、
1:13:02	それを我々認識してるからこれを言ってるというふうに見てもらった方がいいかもしれません。了解しました。
1:13:12	規制庁の、私からは以上です。
1:13:16	はい。
1:13:17	規制庁藤原です。ちょっと私の方から確認なんですけども、22ページを開いていただいてこのまとめっていうところがあり、まとめの2パラグラフ目不明の
1:13:30	衛藤移設追加に伴う、
1:13:33	機構に申請書、ちょっと私確認したのは今期公認申請書の範囲をちょっと、
1:13:39	よく、何かいまいちピンとこなかったんで、教えて欲しいんですね。何かというと、私の既工認申請書のイメージは、本体審査で行った、
1:13:50	要は雪子工認の申請書全部、あと、キャスクもしかして特重かもですね、取得者を見て一応そういった申請すべてを見て、
1:14:00	その超過割合とか設備の固有周期とか裕度を踏まえて確認したとおっしゃられているのか、それとも例えば6ページに戻っていただいてもいいんですけど、
1:14:12	この6ページの方に戻っていただくと、今この3ポツの確認結果というのはあくまでも、
1:14:18	許可、
1:14:19	既許可かなん中で、安全審査資料として出てきたまとめ資料において見通しを得る中において出てきた設工認の申請書、それのみを指しているのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:30	そこがちょっとごめんなさいわからなかったんで、もっと具体的に言うと、
1:14:34	例えばそうですね、11 ページとか見ていただいたらいいんですけど、11 ページ、これと第 3-2 表は、安全審査資料だからこれ許可の資料なんですよ。
1:14:45	許可の資料でいくと、許可のまとめて当然燃料集合体ぐらいしか当然見通し示さないから、うん、これはそうですねと。
1:14:52	あともう 1 個は 19 ページか。
1:14:55	19 ページはこれは既許可申請書の変更要否だから、あんまり、
1:15:01	設工認というふうな言及をされてなくて、ただ、判断理由のところには要は設工認申請にあたっては、だから、なるべくこれと言うと、
1:15:11	今の最終的なまとめの文章に書かれた、
1:15:15	既工認申請書っていうのは、
1:15:18	かなり限定的なものを指してるようにちょっと私印象を受けたんですまずその点どうなんでしょうかね実際に確認した入ってるのこれ、教えていただけますか。
1:15:28	九州電力の入江です。企画機構に申請書の確認範囲ですけども、この資料上に記載する意図は、今ご指摘があった通り、許可のまとめ資料に登場した。
1:15:41	設備の評価結果が、許可にさかのぼって、設計方針を変更する必要はないかと、いうことを確認したと。
1:15:49	いう限定的なものを書いています。一方で社内的には影響のある設備を確認しております、それら許可のまとめ書に登場しない。
1:16:00	今回の超過収キタニの影響を受ける設備についても、影響がないということを社内的には確認しております。
1:16:10	はい。規制庁藤原です。一応ちょっと早い趣旨はわかりました。今のその社内的な確認の結果っていうところが、ちょっと何かもうちょっと何かあった方がいいように思ったんです。なぜかと言うと、この 22 ページでいくと、
1:16:22	何か突然すべてのやつを見たっていう確かにおっしゃられてるけど、ただその、何だろう、無繋がりがちょっとやっぱ薄いんですよ、多分社内的にそういったまず、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	すべての今の機構の中で超過してるところがあったがそれをちゃんと裕度を見てますっていうのがまとめに繋がる以前の段階でないと、ちょっとやっぱ何か繋がりがもしかしたら 19、
1:16:46	ページバタリングなんか書くのかまたタイトルがちょっとあれなんで、工夫が必要かもしれないけど、要は伊方とちょっと違うんですよね、言い方は、水平は。
1:16:55	超えてないけど鉛直はちょっと超えているものがあるってでもそれは定性的に影響がないっていうのがシミズてから今のこういったまとめになったと。
1:17:04	ただ、玄海の方は水平もちょっと超えてるところ、あるところはちゃんと限界は確認してらっしゃるんであればそこは、言い方との違いとしてですねちゃんと書かないと、なかなかちょっとロジックが繋がらないなというところがちょっとあります。
1:17:17	一応私の趣旨は伝わりましたですかね、言ってる意味の。
1:17:22	はい。九州電力李です。伊方との差分で説明いただいたので、十分理解できたと思います。つまりその言い方は水平は超えてないので、定性的に考えて、
1:17:34	影響は既へ全施設全般施設に影響はないと、いえるけれども限界は超えてる水平が超えてる。
1:17:42	周期体が幾つかあるんでその説明について、社内的に確認していると。そういった確認結果について、言及がどこか必要というところで、理解しました。
1:17:55	その追記については社内的に確認したといったような趣旨を、
1:18:01	何ていうかその確認結果を追記するようなイメージでしょうか。質問なんですけれども、規制庁藤尾です特に私は答えを、
1:18:12	出すことはいたしません。あくまでも、何だろう、事業者がこれ見通しを説明するというところぐらいが必要であってこのまとめの文章に繋がる内容に応じた内容で、
1:18:25	書いていただければいいのかという具体的な数字とかは多分いらなと思うんですけどね。はい。いいですか。
1:18:31	九州電力八木でございます。はい。衛藤趣旨、理解しました。我々の地震動、固有値がちょこちょこ超えてますので、確認にあたって網羅的に確認したことがわかるような記載に皆をさせていただこうと思います。以上です。
1:18:52	規制庁の伊藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:54	ちょっと前にあったスペクトルの図についてはかなりしていただくことでですけどもSDの方もかなりしていただいてもいいですかねエスワン土肥カクウとか、
1:19:05	本当に下回ってないのかっていうのが、いまいちちょっとよくわかんなかったのものでそちらもお願いしますというのは、ちょっとついでで申し上げておきます。それとですね、ちょっと細かいところなんですけど、
1:19:16	この資料の15ページの、
1:19:19	保管アクセスの
1:19:23	この液状カーと、不等沈下のところで、
1:19:27	この許可の交渉を変更する必要があるという、結論に至る、その
1:19:36	過程なんですけど、
1:19:38	耐震、真ん中あたりから、最大チョーカー率以上の耐震裕度を有しており、現工場により耐震性を満足する見込みであること、またはで繋がって、
1:19:51	この段差緩和対策、
1:19:54	を講じていて、耐震評価による影響を受けないことを確認しているっていうことで、
1:20:01	何かまたはで繋がる文章じゃないのかなと思っていて、どちらかを確認して、方針に方針を変更する必要があるという結論に至ったのか、またはその両方を確認して、
1:20:11	方針を変更する必要があるという判断に至ったのか、どちらかだと思んですけどこっってどうなんですかね実際の事実確認として聞いてるんですけど。
1:20:31	九州電力の山本と申します。
1:20:34	最初のご指摘についてなんですけど、今回の液状化及び刷り込みによる不等沈下で、最大増加率以上の耐震性を有しており、
1:20:44	耐震、耐震性を満足する見込みであること。
1:20:48	という点については、まず沈下量というのがですね、
1:20:52	液状化、あと地震による揺すり込みの合算値で評価を行っております。
1:20:57	今回地震による雨水込みの沈下というものについては、
1:21:02	柏崎刈羽発電所の最大実績率の1%というものを、
1:21:10	が、層厚の沈下量と評価しております、こちらについては、今回のS s6よりも、保守的な評価をできているというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:23	耐震性を満足していると考えております。
1:21:26	また段差緩和対策についてはですね、
1:21:30	アクセスルートの段差緩和対策について、また別個の評価として、記載しておりますので、またはということで、それぞれ、
1:21:43	評価を行っているというところでございます。以上です。
1:21:48	規制庁の伊藤です。多分説明されたその内容ですと、いずれも確認した上で、結局の、
1:21:56	方針を変更する必要がないと判断されてるんで何か及びなのかなと思ったんですけど、去年ですかね。
1:22:02	九州電力の山内です。記載については改めて、
1:22:07	またはか、適切な適正な方向に変更する形で進めたいと思います。以上です。はい。規制庁の伊藤です。確認して、記載については
1:22:18	適正化等を検討していただければなと思います私からは以上です。
1:22:27	原子力成長宮尾ですちょっと中身直接関係ないのかもしれませんがけど3ページのところの例の、
1:22:34	フローなんですけど、
1:22:38	このフローが、伊方と、まだ処理、処理許可、許可が出てない、東海第2とかの資料と、
1:22:48	返ってきてると。
1:22:50	いう認識を持っていて、
1:22:53	これ、先ほど内容は一緒ですっていう話だったんですけど、これ、何で変えたんですかだけなんですけど。
1:23:06	九州電力、入江です。変えた理由は、まとめ資料の確認において、下の④のところで、
1:23:17	考慮するかどうか。伊方さん、原電さんと抽出対象かどうか。
1:23:23	のマルバツの要否判断を行っているんで、その資格資格っていうのは
1:23:30	母数を抽出するだけで、このひし形というのが、他のところを見ると、要否判断というか、何かしらの判断を行っている。
1:23:41	ものだと、
1:23:43	感じたのを思いましたので、当社では、
1:23:48	判断したという意味で、7形にしています。
1:23:52	もし先行電力さんとの差異で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:55	同じことをやっているのに、まずが変わっていて、その混乱するという、観点でしたらその戻すことも当然不可能かなと考えています。
1:24:07	規制庁深山です。そうですね混乱するってさ、その通りですね
1:24:12	要はですね、ちょっと気になったのは言葉が似てるんだけど、例えば先行だと、多分丸さん、さんここで言うと3-1かな。
1:24:24	評価結果の抽出っていう言葉が前面に来てるんだけど、9電の場合はそうじゃなくて確認というところで多分抽出はしてなくて、確認行為をやっていて、下で抽出してるってことですよね多分ね。
1:24:36	なので、先行はそれでまとめて一つになってるんだけど、
1:24:41	9電の場合は3-1のところ、(1)で抽出っていうのがまだ入ってるんですよね。
1:24:47	そうすると、何かもう1回抽出してるように読めるんですよね。
1:24:51	このN○に行っているやつが、右にいつてるやつが潜航はないんだけど、
1:24:56	このひし形でN○にいつてるやつが、今回あるように見えるんでそうすると、
1:25:02	母数っていうか、抽出結果が少なくしてるように見えるっていう、
1:25:07	あと米の内容も違ったりするので、そうすると、
1:25:11	何となく、同じ意味なのかどうかがちょっとわかんないなと思っていて内容を聞く限りは同じ内容かなと思ったので、事業者の方でよく確認してもらった方がいいかな
1:25:21	そういう意味で少しこの表現で、例えば3の一井でそれをやるんだったら資料の確認で終わってて括弧いらんんじゃないかとかっていう話になると思うんだけど、かっこつけてるから余計に抽出が2回出てるような気がして、
1:25:34	その辺もあるんで、事業者でよく確認してください。はい。
1:25:40	九州電力李です。このフロー、それから表現につきましては先行電力さんにも確認をとりまして
1:25:48	確認を取り、必要によりその先行電力さんに合わせるような、その混乱を避けるような適正化をしたいと思います。
1:25:57	はい。私は以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:09	規制庁の天野ですちょっと私から何点かちょっと確認したいんですけど。
1:26:15	まず、6ページの
1:26:18	固有周期の話ですけれども、
1:26:22	パワポの概要の方はこの記載でいいんですけど、
1:26:26	このまとめ資料の方ですねちょっと下から第2、
1:26:34	二つ目のパラグラフですか、2行目で、
1:26:37	S s 6の超過割合の概要はと。
1:26:42	いうふうになっているのと、
1:26:44	あと、水平方向、
1:26:46	鉛直方向ともに、主にならなくて、ちょっと詳細がですね、ちょっとこれだと把握できないということなんですけど。
1:26:57	ちょっとまず、すさつき6ヶ所ってというような話もありましたけど、
1:27:01	ちょっとどういう状況なのか説明をお願いします。
1:27:06	はい。九州電力入江です。6ヶ所を
1:27:11	それぞれ超えているというところがあります。
1:27:16	それを
1:27:18	具体的に説明しますと、
1:27:20	ちょっと長くなりますけれども、
1:27:23	0.021秒から0.026秒で、
1:27:28	約3%と。
1:27:30	で、0.061から0.07秒で約8%。
1:27:37	それから0.082から0.101秒で約10%。
1:27:43	それから、0.110秒の1点において、2%。
1:27:49	それから、0.12から0.164で、13%。
1:27:55	それから、0.176から0.187で8%。
1:28:00	となっております。詳細については、6ヶ所超えているという状況です。
1:28:14	規制庁の天田です。今は、
1:28:18	水平方向の話ですかね。婉曲方向も主にならなくてというのが書いてあるんですけれども。はい。
1:28:28	失礼しました。九州電力伊礼です。鉛直方向については3ヶ所超えています。
1:28:34	まず、0.023秒で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:38	8%。
1:28:40	それから、0.026 から 0.031 で 5%。
1:28:46	それから、0.071 から 0.084 で 5%となっております。
1:28:57	規制庁の天田でバックありました。あと、
1:29:00	この
1:29:02	その上のパラグラフのですね、
1:29:05	1 行目にいずれも認可実績のある、
1:29:09	精緻化手法の適用っていう、この精緻化っていう表現があるんですけど、
1:29:17	まとめの方の 22 ページ、ごめんなさい、2 週。
1:29:24	22 ページですね、22 ページの第 2 パラグラフの 2 行目では、
1:29:29	いずれも認可実績のある評価手法ということでちょっと表現が、
1:29:35	ちょっと合っていないんですけども、
1:29:38	この精緻化手法っていうのはどういう、
1:29:41	守秘で使われてるんでしょうか。
1:29:45	九州電力の伊礼です。精緻化手法については、具体例を挙げると、1 点の解析だったものを、また失点に高度化するという意味で使っています。
1:29:57	で、まとめ資料の最後のところにおいては、その 1 点持たし 1 点も、認可実績のある手法という 1 くりにまとめられますので、
1:30:08	認可実績のある手法を用いるということにしています。
1:30:12	うん。つまりその認可実績の主ある手法。
1:30:17	6 ページではですね、より手法を高度化するけれども、それは認可実績のある手法。
1:30:25	から採用するという意味です。
1:30:30	規制庁の天田です。つまり、確認すると、あれですか
1:30:35	インク、既認可あるある基金に対する認可の評価手法としては、
1:30:41	例えば 1. 形で認可を受けてるけれども、今回 S s 6 に対して、
1:30:49	再評価とか、今後するときには、
1:30:53	他市連携に 1 点から足して形に変える可能性はあるけれども、その場合でもその他失点系というのは認可実績のある手法を
1:31:04	適用するので、まとめとしてはいずれも認可実績のあるとそういう日ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:12	はい。九州電力から入れず、今天田さんから説明があった通り、いずれも認可実績のある手法を採用するということです。
1:31:23	はい。規制庁の天田です。その場合主手法としての認可実績が、
1:31:29	あっても割と先行でも、
1:31:33	例えば、適用範囲が妥当なのかとか割と細かい、
1:31:40	そこで論点になるようなところもあると思うんですけどそこも含めて
1:31:44	いずれにしても、
1:31:47	認可実績のある手法の範囲で、
1:31:50	見通しがえられているっていうそういう趣旨でよろしいでしょうか。
1:32:03	はい。ちょっと
1:32:06	確認の趣旨をちょっと今確認したいんですけども、いずれも認可実績のある手法で、耐震性を満足できるという見通しがえられているということは
1:32:17	その通りです。
1:32:19	前半に少し、
1:32:23	先行では、
1:32:26	実績があっても、その手法を変える場合は、
1:32:33	質問されたかと思うんですがそこをちょっともう一度、
1:32:36	お聞きしてもよろしいでしょうか。
1:32:38	ごめんなさい規制庁の天田です。もし具体例があれば個別に何ていうんすかや、やって確認していただいた方がいいと思うんですけどこれ一般論としてちょっと私申し上げて、
1:32:50	評価手法、評価手法ある評価手法を精緻化して、
1:32:57	適用する場合でもそれがそのまま
1:33:01	時期にですね、認可実績として、論点なく採用できるのかっていうと
1:33:08	本体施設の施工人の論点の中整理ですね、論点抽出論点整理をするときには、それが仮に評価手法として実績があったとしても、個別プラントのその適用において、
1:33:23	その適用が妥当なのかと。
1:33:25	いうことも、当然確認した上で、そこで論点としてあえて抽出して、
1:33:31	議論するというようなこともあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:34	ちょっと、ちょっとそういう意味で、
1:33:37	今、今この段階であまり細かい議論する話ではないかもしれませんが、
1:33:44	そう。そういうことも含めて見通しがあるので、特に現時点では、
1:33:52	何て言うんですか。結論として、
1:33:56	結局、既許可の、
1:33:58	設計方針を変更する必要はないことを確認したということにされてるんですかっていう、確認の趣旨です。
1:34:10	九州電力入江です。
1:34:13	説明ありがとうございました。
1:34:16	おっしゃる通り
1:34:18	手法を高度化するという場合は、その適用性が問題ないかっていう観点も含めて論点になる可能性があるかと。そういったところも考慮した上で、
1:34:30	認可実績のある手法で、耐震性を満足できる見込みとあった、そういった可能性もあることを認識した上で書いてるかという。
1:34:40	ご質問だとちょっと私は理解したんですけども、それに対してはその通り適用性も含めて
1:34:47	耐震性を満足するというのを、
1:34:51	考えております。
1:34:54	規制庁の天野です何でこういう質問をしたかということこれパワポでも実は同じことが5ページと後ろに書いてあって、
1:35:04	見比べると何かこの精緻化って何ですかって
1:35:09	5ページと20ページに見えるので、これ今みたいなやりとりで、
1:35:15	あえてだからこの精緻化って言う使ってるんで、ちょっとこういう話になっちゃうということなんで趣旨を確認させていただいたという。
1:35:25	ことです。
1:35:27	九州電力八木でございます。
1:35:29	衛藤。
1:35:31	今ちょっと話題になってる5ページ、まとめとその前段階の精緻化って入れた文章についてですが検討段階の前半ページで、精緻化とちょっと入れてしまったところもありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:44	ひっくり返してどちらもやはり既工認手法というのはまとめられますんでちょっと、
1:35:49	わざと変えることで逆に議論を呼ぶというところもあるのであればちょっとどちらかに統一するかも精緻化というのをあえて言わないということもちょっと今後検討させていただければと思います。
1:36:01	規制庁の天田です議論は要望かどうかは当日の会合次第なんですけど、我々としては今、今の段階では事実確認ということなので、ちょっと事実確認をさせていただいたということでございます。
1:36:15	資料についてどのようにするのは九州電力として考えていただければと思います。
1:36:21	それとあともう1点が、
1:36:25	11 ページ。
1:36:27	なんですけど、
1:36:31	これさっきの6ページの
1:36:35	ちょっとフローとの間、フローというか、3ポツ2- (2) との関係なんですけど、
1:36:43	ちょっとロジックというか、考え方を確認したいんですけど。
1:36:49	この第3-2表というのは、
1:36:52	この6ページで言うところの3ポツ2- (2) で、
1:36:57	下、
1:36:59	確認されて、
1:37:02	結果を第3-2表に取りまとめて、
1:37:08	いずれも考慮対象外と整理したとそういう、
1:37:12	ことだと思んですけど。
1:37:16	これ、例えばさっき
1:37:19	4条の非燃料被覆管の話で説明されたんですけど、ちょっとここに書いてあるその先判断理由っていうのを、
1:37:27	見る等、ちょっと今ひとつこう、
1:37:30	よくわからなくてですね、
1:37:33	これ既工認では、
1:37:37	見通し、既工認じゃないかごめんなさい、許可の審査資料では、
1:37:42	施行にの見通しを得るために
1:37:46	S s なり S D の話を書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:37:52	施工人の資料では評価結果が示されていると。
1:37:56	従ってS A数6追加を考慮した場合でも、
1:38:01	当期許可の方針を変更する必要がないため、
1:38:05	交流対象外。
1:38:06	頭だけさらっと書いてあって、ちょつとな、なぜ、
1:38:11	S s 6 を追加して考慮した場合でも、
1:38:14	対象外かというのは書いてないんですけど、これ例えばちょっと
1:38:19	先行でいろいろ議論してる中では例えば、
1:38:23	超過固有周期と一致していないだとか、仮に一致するけれども、 元、
1:38:31	今概ね審議済みとなっている。
1:38:34	S s に対して今、
1:38:37	評価を同時並行でやって、それを考慮すると、現状評価においては、
1:38:47	余裕の範囲でおさまるとか、
1:38:51	補強すれば、問題ないとか、
1:38:54	ちょっとそういうような説明で、ここは、
1:38:59	問題ないというような説明もちょっと別途、
1:39:02	確認してるんですけど、ちょっとこの
1:39:07	何で考慮対象外なのかっていう、
1:39:10	理由がちょっと書いてないように思うんですけど、ここをちょっと説明していただけますか。
1:39:15	九州電力入江です。まず結論というか質問に直で回答しますと、 なぜS 6 を追加した場合でも、
1:39:26	変更する必要はないか、その理由につきましては考慮対象の
1:39:32	マルバツⅡの別の
1:39:34	1個左。
1:39:36	ここに、そのS s 6 追加に伴う既工認申請書の評価結果への影響、
1:39:43	を考察しておりまして、
1:39:45	一番上ですと、その超過周期と一致していないから、
1:39:51	ということで、
1:39:52	なぜ、その先行プラントさんと順番を並び替えたといいますと、
1:40:00	はい。
1:40:01	先行プラント増さんはですね水平方向が超えていないということで、 軽微であるという言い方で、説明されていたかと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:12	当社としては水平方向が超えているんで、軽微と言い切れないと。その上で先行プラントさんは、設工認に評価結果示されていれば、
1:40:25	その許可のまとめ資料は、考慮対象外で、
1:40:29	いいんですと、設工認に評価結果あることで、すでに見通しがえられているというところで、
1:40:35	考慮対象が湯を判断している。
1:40:39	でも当社は、S s 6 追加に伴って影響があるかもしれないんでまずは設工認申請書がお見に行って、影響があるかないかを判断した上で、
1:40:50	その結果をもって、考慮対象。
1:40:54	許可の方針を変えるかどうかというの、判断しているということちょっと、ちょっとロジックを少し手厚く、
1:41:01	している。そのせいで、フローも少し変えてしまっているというところです。やってる行為は一緒なんですけれども、
1:41:12	その見通しを先に
1:41:14	やっていると、設工認の見通しを先に
1:41:19	判断した上で、
1:41:23	許可申請書の影響を見えていますというところです。
1:41:29	規制庁の浜です。ちょっと失礼しました。ちょっとフォーマットが変わってるのをちょっとあまり気づかないで一番右だけ見ましたけど真ん中で、超過周期と一致してないとか、その辺りをちょっと整理していただいたということで、
1:41:44	さらにあれですか、説明ロジック補強されてるということで、はい、理解しました。私から以上です。
1:41:58	規制庁の根津1点だけごめんなさい、11ページとかで、
1:42:03	例えば水密隔壁のPWRの特徴的なやつなんですけれども、固有周期とかがもしわかっていたこういう地価とかがわかって超過収益と一致しないって書いたんですけれども、
1:42:18	他のやつ、定性的に書いてあるやつと、書いてないやつがあるのでかけるのであれば、数値入れていただけたらと思います。
1:42:27	九州電力の伊部です。わかりました
1:42:30	機器はこういう地域入れてるけど建屋とかは今入っていないので、定量的に数値を
1:42:37	確認して入れる場合は入れよう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:40	思いますはい。
1:43:09	規制庁のです
1:43:13	あれですかね。
1:43:15	説明。
1:43:16	していただけるかですか。
1:43:20	すいません、簡単をお願いします。
1:43:25	はい。九州電力の河津です。まず添付資料1の標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定の影響についてと、ご説明します。
1:43:35	江藤まず権利が申請書に応じずにPRA知見を活用しまして、重大事故等対処対策の有効性評価における重要事故シーケンス選定を行っております。今回標準応答スペクトルを考慮しても地震PRAの結果に、
1:43:49	影響しないことから
1:43:51	結局申請書のうち地震PRAの結果を参照している箇所の変更は不要と判断しておりますが本資料はその補足説明資料というところになっております。基本的な内容についてはですね先行の伊方3号機の
1:44:04	結果内容とあと土井同様となっております。
1:44:10	ちょっとすいません簡単にいいですけどまず2ポツ、こちら既許可申請において実施したPRAを用いた受事故シーケンス線グループの選定について概要をまとめております。
1:44:21	内部事象PRAに加えて地震PRA及び津波PRAを実施しまして設置許可基準規則の解釈で必ず想定するとされている事故シーケンスグループと、
1:44:32	これらと異なる新たな事故シーケンスグループがないかというのを検討しております。
1:44:37	資料中段に各記載させてもらってますように外部事象特有の事情としまして5事象を抽出しております、これらの事象、いずれも全炉心損傷頻度に対する今日は極めて小さいことから、
1:44:50	解釈に基づき必ず想定するとされている事故シーケンスグループと比較して、有意な頻度または影響をもたらすものではなく、事故シーケンスグループと、
1:45:00	して新たに追加する必要はないと総合的に判断しております。
1:45:05	ページめくってもらいまして随時3ポツ目の説明に入ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:13	地震事象特有の事故シナリオという炉心損傷に対する、今日は極めて小さいことから仮に標準応答スペクトルを考慮したとしても、事故シーケンスグループの選定に影響はないと、というふうに考えておりますけども、GDPRの各評価スペース、
1:45:27	評価ステップに従ってですね仮に標準応答スペクトルを考慮した場合の影響について確認しております。
1:45:37	まず3ポツ(1)は前提ですけども別にPRA、地震ハザード評価に基づき実施しておりますして、地震ハザードが変更となれば後段のフラジリティ評価ででしたり事故シーケンス評価にも影響を与えるということになります。
1:45:54	次のページ、開いていただいて(2)の①からです。
1:46:00	確率論的地震ハザード評価方法について説明いたします。
1:46:05	確率論的地震ハザードは原子力学会標準の手法に基づきまして特定震源モデルに基づく方法と、領域震源モデルに基づく方法にて評価しています。
1:46:17	ここで仮に標準応答スペクトルを考慮する場合ですね領域震源モデルに基づく方法でその影響を考慮することとなります。
1:46:27	領域震源モデルでは震源の規模とか頻度を事前に特定できないような地震に対して最大地震規模マグニチュード7.3、
1:46:35	が8.はずれする評価を実施しており、
1:46:39	また地震規模が1の6.9程度の標準装備と踏まえても
1:46:45	水の評価の変更は不要である地震ハザードには影響ないというふうにしております。
1:46:50	また、地震ハザードが変わらないというところで図、第3-2図に示しております一応ハザードスペクトルと基準地震動との比較表。
1:47:00	載せておりますけども一応ハザードスペクトルにも、辺境影響ないということになっております。
1:47:09	続いて添付資料4ページ目ですけども、②でフラジリティへの影響。
1:47:16	について記載しております。こちらでも説明しております通りハザード評価変わりませんのであとフラジリティ評価にも影響ないと。
1:47:23	いうところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:25	①の地震ハザード評価、②は黒字T評価に影響しない、しませんが③の炉心損傷頻度への影響というところについても影響ないというふうにしております。
1:47:38	あと最後ですが、(3)では考察のほうを記載しております、
1:47:42	標準とすると、考慮しても、これまで認識されていないような地震による建屋機器の損傷、損傷形態が生ずることはないというふうに見えるため、
1:47:52	すでに抽出している5事象以外の新たな外部事象特有の事故シーケンスが抽出されることはない。
1:47:59	というふうに判断しております。
1:48:00	またご住所についてもですね仮に標準スケジュール考慮しましても、ぜひについては先ほどご説明したように影響はないというところですので
1:48:11	新たに外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はないというふうに考えております。
1:48:17	簡単ですけど、成立については説明以上となります。
1:48:33	はい。九州電力池田です。それでは、添付資料2、基準津波と組み合わせる地震についてご説明いたします。
1:48:39	本資料はタイトルの通り、基準津波と組み合わせる地震について整理したものとなっております、
1:48:44	1ポツの第2段落、3行目に記載の通りですね、基準津波については、地震過去SDと、積雪の荷重を施設の形状、配置に基づいて考慮すると。
1:48:56	新規制工認申請時に具体的な設計方針を策定しております。
1:49:00	今回のSD6の追加が、本方針である基準津波と組み合わせる地震はSDを考慮する。
1:49:07	という方針つまり従来方針に影響を与えないということを本旨を説明しております。
1:49:13	2ポツの方ですね、2ポツの基準津波と組み合わせる地震の考え方については、基準津波の波源の活動に伴い発生する本震、
1:49:22	と、弾性設計用地震動SDを比較し、SDが保守性を有することを示しております。
1:49:28	1枚めくっていただくと、基準津波の本振動SDの比較図を記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:35	これ、黒線がS1からSで6を示しており、基準津波の本心は、赤線と青線で示しております。
1:49:44	評価に用いるSDは、SDのうちの最大包絡はでありますので、図が示す通りですね。
1:49:50	黒瀬のSDの小浦川、
1:49:53	金属の本心は河川汚染を上回っており、SDは保守性を有することを示しております。
1:50:00	最後に、3ポツ、1枚めくっていただいて3ポツとして、SD6追加に伴う影響をまとめております。
1:50:07	09は基準津波の波源の考慮に影響を及ぼすものではなく、
1:50:11	基準津波の本震とSDの大小関係についても影響を及ぼすものではないです。
1:50:16	従って、基準津波と組み合わせる地震としてSDを考慮するとの考え方従来方針に変更はないと。
1:50:22	いうふうにまとめております。
1:50:25	こちらがちょっと1件だけ先ほどコメントがあった通りですねこちらのグラフにつきましても黒線でちょっとSD6がわかりづらいような、
1:50:34	図になっておりますのでちょっとこちらをAからカトウの対応させていただきたいと思っております。説明以上です。
1:50:42	はい、規制庁のです何か確認ありますか。
1:50:59	規制庁の尾野です。衛藤。
1:51:02	この資料についての確認は以上です。
1:51:21	規制庁のsアノ少々へと内部で打ち合わせするので少々お待ちください。
2:00:33	規制庁の尾野です。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思っております。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。